

●香川県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土庄都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・4・1 東港線

3・5・2 土庄赤穂屋線

3・5・3 西港線

3・5・4 土庄八幡線

3・5・6 西本町東港線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課